

○須高衛生センターの設置及び管理に関する条例

(昭和47年3月6日)

須高衛生施設組合条例第1号)

改正	昭和47年6月21日	須衛組合条例第3号
	昭和49年1月26日	須衛組合条例第1号
	昭和52年6月15日	須行組合条例第3号
	昭和56年3月24日	須行組合条例第4号
	昭和59年3月19日	須行組合条例第4号
	平成元年3月25日	須行組合条例第3号
	平成9年3月6日	須行組合条例第1号
	平成9年7月28日	須行組合条例第2号
	平成19年9月10日	須行組合条例第2号
	平成25年3月5日	組合条例第1号
	平成26年3月3日	組合条例第1号
	令和元年8月29日	組合条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、須高衛生センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 須高衛生センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 須高衛生センター
位 置 須坂市大字小山2104番地の36

(用語の定義)

第3条 この条例において「使用」とは、し尿を処理するため須高衛生センター（以下「衛生センター」という。）内の投入そうへし尿を投入することをいい、「使用者」とは使用するものをいう。

(使用者の範囲)

第4条 衛生センターを使用できるものは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」とい

う。) 第7条第1項又は第9条第1項の規定により、須高行政事務組合（以下「組合」という。）を組織する市町村（以下「組織市町村」という。）の長の許可をうけた者

(2) 組織市町村の直営によるもの

(3) 前各号に定めるもののほか、組合長が特に必要と認めるもの
(使用の許可)

第5条 衛生センターを使用しようとするものは、前条第2号に規定するものを除き、組合長の許可を受けなければならない。許可を受けた者が使用の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときも又同じ。

2 組合長は、前項の許可に期限を付し、又は衛生センターの管理運営上必要な条件を付けることができる。

3 前項の許可の期限は、1年を限度とする。
(使用の制限)

第6条 組合長は、次の各号の一に該当するときは、使用者に対して使用を停止し、又は許可の条件を変更し、若しくは許可を取り消すことができる。

(1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が、第5条第2項の規定により組合長が付した条件又は期限を遵守しなかつたとき。

(3) 使用者が、第5条第1項後段の規定による許可を得ないで使用の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしたとき。

(4) 使用者が、組織市町村の区域（長野市にあつては、若穂の区域に限る。）以外の区域から収集したし尿について、組合長の許可なくして使用したとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、組合長が、衛生センターの施設の管理運営上特に必要と認めたとき。

(許可手数料)

第7条 第5条の規定により許可を受けようとするものは、次の各号に掲げる区分により手数料を組合に納入しなければならない。

(1) 第5条第1項前段の許可を受けようとするとき 3,000円

(2) 第5条第1項後段の許可を受けようとするとき 1,000円

2 前項に規定する手数料は、組合長の発行する納入通知書により納入するものとする。

(投入手数料)

第8条 使用者が、使用するにあたっては投入手数料を組合に納入しなければならない。

2 投入手数料の額は、し尿投入量180リットルにつき200円に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えて得た額とし、1円未満の端数は、切り捨てるものとする。ただし、第4条第3号に規定するもの投入手数料は、別に組合長が定める。

3 第1項の投入手数料は、組合長が発行する納入通知書により納入するものとする。
(衛生センターに置く技術管理者の資格)

第9条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく

専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

(清掃条例の廃止)

2 須高衛生施設組合清掃条例（昭和40年須高衛生施設組合条例第1号）は、廃止する。

附 則（昭和47年6月21日須衛組合条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年7月1日から適用する。

附 則（昭和49年1月26日須衛組合条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年2月1日から適用する。

附 則（昭和52年6月15日須行組合条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年3月24日須行組合条例第4号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の須高衛生センターの設置及び管理に関する条例に基づいて徴収し、又は徴収すべきであつた投入手数料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和59年3月19日須行組合条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和59年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の須高衛生センターの設置及び管理に関する条例に基づいて徴収し、又は徴収すべきであつた投入手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年3月25日須行組合条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の須高衛生センターの設置及び管理に関する条例に基づいて徴収し、又は徴収すべきであつた投入手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年3月6日須行組合条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の須高衛生センターの設置及び管理に関する条例に基づいて徴収し、又は徴収すべきであつた投入手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年7月28日須高組合条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は平成9年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の須高衛生センターの設置及び管理に関する条例第8条第2項の規定は、平成9年10月1日以後に使用する投入手数料について適用し、同日前に使用した投入手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年9月10日須行組合条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の須高衛生センターの設置及び管理に関する条例第8条第2項の規定は、平成19年10月1日以後に使用する投入手数料について適用し、同日前に使用した投入手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月5日組合条例第1号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月3日組合条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の須高衛生センターの設置及び管理に関する条例に基づいて徴収し、又は徴収すべきであった投入手数料については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年8月29日組合条例第1号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。